

大気汚染防止法施行令及び愛媛県公害防止条例の一部改正に伴うボイラーの規制の廃止について

1 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の概要について

大気汚染防止法の規制対象であるばい煙発生施設のうちボイラーについて、規模要件から伝熱面積を削除するとともに、バーナーを持たない施設についても燃料の燃焼能力で規制対象とする。

2 愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の概要について

大気汚染防止法施行令の一部改正に併せて、愛媛県公害防止条例の規制対象であるばい煙発生施設のうちボイラーについて規制を廃止する。

3 施行日

令和4年10月1日

4 改正前後について

